**大法人の電子申告義務化について**

**★ｅ-Ｔａｘによる電子申告が義務化されます**

平成３０年度税制改正により、令和２年４月１日以降に開始する事業年度から、大法人が提出する法人町民税の申告については、

ｅ-Ｔａｘによる電子申告で提出しなければならないこととされました。

■**対象となる法人**

次の内国法人が対象となります。

1. 事業年度開始時において資本金の額等が１億円を超える法人
2. 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■**対象申告書類等**

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書、還付申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている

書類全て

■**ｅ-Ｔａｘに関するお問い合わせ**

詳しい内容や手続き等については国税庁ホームページをご覧ください。

e-Taxホームページアドレス

http://www.e-tax.nta.go.jp